

## 重要なお知らせ (受診前に必ずお読みください)

一部の病院に外来患者さんが集中し、患者さんの待ち時間や勤務医の外来負担等の課題が発生している事から、国は制度を見直し、紹介状を持たずに外来受診する患者さん等の「特別な料金」の額を引き上げると共に、対象医療機関の拡大を行いました。

これにより、当院は令和5年8月より「特別な料金」の対象となる「**紹介受診重点医療機関**」となっております。**令和5年11月1日**より、他医療機関からの紹介状なしで受診する初診の患者さん等は、医療費の一部負担金とは別に「特別な料金」をお支払いいただく事となります。

### 【特別な料金の対象となる医療機関】

- ・特定機能病院(大学病院等)
- ・一般床200床以上の地域医療支援病院
- ・一般床200床以上の紹介受診重点医療機関

### 【特別な料金の対象となる患者さん】

- ・初診 → 他の医療機関からの紹介状なしで受診する患者さん
- ・再診 → 当院から、他の医療機関への紹介状を交付されたにもかかわらず、当院を受診する患者さん

### 【特別な料金】

- ・初診 (医科) → 7,700 円
- (歯科) → 5,500 円
- ・再診 (医科) → 3,300 円
- (歯科) → 2,090 円

### 【初診患者さんの定義】

- ・当院の受診がまったく初めての方
- ・前回受診時の急性疾患等が完治しており、1カ月以上経過し、新たに受診される方  
(継続通院中の疾患がある患者さんを除く)
- ・前回の受診後、患者さん都合により慢性疾患等の治療を中断され、3ヶ月以上経過している方  
(予約患者さんを除く)

### 【紹介状がなくても「特別な料金」の対象とならない患者さん】

- ・救急の患者
- ・国の公費負担医療制度の受給対象者
- ・地方単独の公費負担医療の受給者(特定の障害、特定の疾病等に着眼しているもの)
- ・自施設の他の診療科から院内紹介され受診する患者
- ・医科と歯科との間で院内紹介された患者
- ・特定健康診査、がん検診等の結果により精密検査受診の指示を受けた患者
- ・救急医療事業における休日夜間に受診する患者
- ・災害により被害を受けた患者
- ・労働災害、公務災害の患者